

平成 26 年

第 1 回市議会定例会 議案第 61 号

函館市消防手数料条例の一部改正について

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例

函館市消防手数料条例（平成 12 年函館市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表中「91,000円」を「92,000円」に、

「	820,000円		「	830,000円	
	990,000円			1,010,000円	
	1,100,000円			1,120,000円	
	1,400,000円			1,420,000円	
	1,640,000円			1,660,000円	
	3,850,000円			3,880,000円	
	5,090,000円			5,100,000円	
	6,290,000円	を		6,290,000円	に、
	1,120,000円			1,130,000円	
	1,330,000円			1,340,000円	
	1,480,000円			1,500,000円	
	1,830,000円			1,830,000円	
	2,120,000円			2,140,000円	
	4,330,000円	」		4,350,000円	」

950,000円	を	990,000円	に,
1,310,000円		1,310,000円	
1,650,000円		1,720,000円	
3,180,000円		3,320,000円	
3,890,000円		4,060,000円	
4,450,000円		4,650,000円	

  

410,000円	を	430,000円	に改める。
720,000円		720,000円	
920,000円		960,000円	
1,160,000円		1,210,000円	
2,830,000円		2,950,000円	
3,470,000円		3,620,000円	
4,000,000円		4,170,000円	

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、製造所等の設置の許可等に係る手数料の額を改定するため